

委員間の情報共有について

1. 分科会間の情報共有について（審議）

審議事項 [9]

分科会間の情報共有について

各分科会の審議において取り上げられた情報は、原則として全委員が共有する。

2. 委員会に寄せられた意見等の扱い（審議）

審議事項 [10]

委員会に寄せられた意見等の扱い

- A. 委員会に外部から寄せられた質問、意見等は、原則として委員会において公表する。ただし、個人のプライバシーへの配慮を行う。
- B. 委員会に外部から寄せられた質問、意見等は、原則として全委員に配布する。（現行どおり）